

平成26年第5回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成26年5月8日(木)午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	委員長 加藤和宣 委員 嶋谷珠美 委員 森下淑子	委員 檜垣昌子 委員 森岡謙二 教育長 内田隆
欠席委員	なし	
事務局職員	事務局次長 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 教育改革・教育支援担当副参事 スポーツ施策推進担当課長 体育協会事務局長 中央図書館長 学校適正配置担当部長	教育政策課長(教育未来館長) 学校支援課長 教育指導課長 生涯学習・スポーツ振興課長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	20号	東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
2	21号	東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	22号	東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則	承認
4	23号	平成27年度使用教科用図書(小学校)採択方針	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
5	27号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成26年第5回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成26年5月8日(木) 13:30

加藤委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成26年第5回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第20号議案「東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第2、第21号議案「東京都北区立学校の校庭の夜間におけるスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

加藤委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは、第20号議案、第21号議案、一括してご説明をさせていただきます。まず、第20号議案でございますけれども、こちらは東京都北区立学校体育館のスポーツ利用に関する規則の一部を改正する規則ということで、次の第21号議案と同様でございますけれども、このたび改築されました赤羽岩淵中学校におきます体育館及び校庭について、スポーツ利用を開始する中身についてのご説明でございます。

まず、第20号議案でございます。1枚おめくりいただきまして、中身のご説明をさせていただきます。まず、説明欄をごらんいただければと思います。こちらの議案につきましては、平成26年7月1日から赤羽岩淵中学校の体育館を、住民のスポーツ利用に供するため、規則案を提出するものでございます。

内容につきましては、別表1に赤羽岩淵中学校の体育館を加えるということで、もう1枚おめくりいただいたところに、新旧の対照表がございます。下段の明桜中学校までで終わっていた部分に赤羽岩淵中学校の体育館を加えるものでございます。こちらの規則については、以上でございます。

続きまして、第21号議案につきましては、同様に今度は校庭を夜間開放するという趣旨のものでございます。同様に説明欄、1枚おめくりいただいた裏面をごらんいただければと思います。説明欄でございます。こちら、平成26年7月1日から赤羽岩淵中学校の校庭を夜間、住民のサッカー利用に供するため、この規則案を提出するものでございます。

恐縮ですけれども、またお戻りいただきまして、今の紙の表面、こちらの別表1にありますところに、赤羽岩淵中学校の校庭を加えると。また、別表2につきましては、そちらの種目、時間、金額が載っておりますので、そちらにつきましても赤羽岩淵中学校の校庭、そして利用種目でありますサッカー、そして時間帯と金額をあわせて加えさせていただくものでございます。

また、別表3につきましては、休場日の扱いでございます。こちらにつきまして

は、赤羽岩淵中学校は、毎週火曜日と金曜日を休場とさせていただくものでございます。

同様に、またおめくりいただいて、3枚目のところで新旧対照表ということで、今の別表1、別表2に、赤羽岩淵中学校の校庭を加えたものが、こちらの表になっております。

また、そちらの裏面の別表3につきまして、休場日のところが追加されているところでございます。

説明については、以上でございます。

加藤委員長

本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。特にありませんか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第22号議案「東京都北区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いいたします。

学校地域連携担当課長

委員長

加藤委員長

学校地域連携担当課長

学校地域連携担当課長

それでは、第22号議案、学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。まず、1枚おめくりいただきまして、裏面の説明欄をごらんいただきたいと思っております。こちらは、平成26年7月1日から、東京都北区立赤羽岩淵中学校体育館及び同校武道場、東京都北区立滝野川紅葉中学校武道場を、住民の利用に供するため、この規則案を提出するものでございます。

付則の説明でございますが、赤羽岩淵中学校につきましては、改築の校舎の使用開始に伴いまして、学校の体育館は住民の利用に供するため、また条例の別表第1に規定する教育委員会が指定する体育館として、本規則の第4条の2項に赤羽岩淵中学校を加えるものでございます。

また、第4条に新たに1項を加えまして、同校の武道場及び滝野川紅葉中学校の武道場を体育館のうちその他に中に含めるというものを規定するための規則改正となっております。

3ページ目をごらんいただきたいと思っております。新旧対照表になってございます。上

段が改正後となってございまして、下線部分となっております規則の第4条第2項に10号といたしまして、赤羽岩淵中学校体育館を追加するとともに、3項を加えまして、同校の新しい赤羽岩淵中学校、滝野川紅葉中学校の武道場を体育館として位置づけまして、体育館のうち、その他の中ということに含めて規定をさせていただくものでございます。

お戻りいただきまして、付則のところをごらんいただきたいと思います。施行期日でございます。この規則は、平成26年7月1日から施行いたします。ただし、次の規定、2項に規定する準備行為については、公布の日からの施行とさせていただきます。

おめくりいただきまして、2項の準備行為でございます。赤羽岩淵中学校体育館・武道場、滝野川紅葉中学校の武道場の使用申請及びその他に必要な準備行為は、施行日の前から行うことができるというものを付則として規定するものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしく願いいたします。

加藤委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第4、第23号議案「平成27年度使用教科用図書(小学校)採択方針」、事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

加藤委員長

教育指導課長

教育指導課長

この議案は、次年度より使用いたします小学校での教科用の図書の採択方針を決定するものでございます。

1枚おめくりください。平成20年3月に告示されました新たな学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成22年度に教育委員会におきまして小学校の教科用図書の採択を実施いたしました。その後、区立小学校では、その際に採択されました教科書を平成23年度から平成26年度に至るまで使用しているところでございます。

本採択方針は、新たに平成27年度より北区立小学校で使用いたします小学校の教科用図書の採択に向けての方針を示したものでございます。このたびの採択方針につきましては、前回の教科用図書の採択時から、文部科学省が基準として定めた学習指

導要領が変更していないため、前回の採択時の方針と大きく変わるところはございません。前回の採択時と同様に、採択の対象となる教科用図書につきましては、十分な調査研究を行うということ、そして、北区立小学校児童の実情に十分配慮した上で、総合的に判断をして、教科用図書の採択を行うことが方針でございます。

なお、教科用図書の調査研究に当たりまして、検討すべき事柄につきましては、教科用図書選定審議会と教科用図書調査委員会にそれぞれお願いいたしますが、次の2点について検討し、調査審議及び調査研究をするということでございます。

1点目は、学習指導要領の「目標」及びそれに対する「内容」に即した特徴。もう1点は、「生きる力」を支える「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育てる工夫が十分であるかどうかということでございます。

1枚おめぐりください。教科用図書を調査する観点でございますが、1、2、3の三つの観点につきましては、学習指導要領に即した観点でございますが、1は、基礎的な知識及び技能の習得にかかわる部分。2は、課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等を育む部分。3は、主体的に学習に取り組む意欲や態度の育成にかかわる部分ということになります。

特に3につきましては、取り上げる事例に身近な地域が使われていたりというように、事例等の点でも北区の子どもたちにふさわしいものかどうかについても調査するようにしてございます。

4につきましては、豊かな心を育むものであるかという観点でございます。さらに、5につきましては、主たる教材として使用する場合の構成、分量、系統性にかかわる観点でございます。なお、5の障害その他の特性の有無にかかわらず、児童にとって、フォントの種類や大きさ、色使い、レイアウト等が読みやすく適切なものであるかという項目につきましては、東京都教育委員会の平成27年度使用教科用図書の採択についての通知を踏まえ、新たに追加したところでございます。

以上、大きく五つの観点に即して調査研究をするという採択方針でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

加藤委員長

本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。いかがでしょうか。特にありませんか。

森下委員

委員長

加藤委員長

森下委員

森下委員

特にこれについてどうこうということではないのですけれども、過去に経験してまいりましたので、この審議会ですとか、それから調査委員会とかのいろいろなご意見等をしっかり熟慮し、また見本を持ってきていただきますので、それらについてもしっかり勉強をして採択をしていきたいなという心構えを申し上げたいと思います。

教育指導課長

今、委員の皆様からご指摘があったとおり、教科書の内容につきましては丁寧に事

前に委員の皆様にご説明をさせていただきたいと思います。

加藤委員長

ほかにご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5、報告第27号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

委員長

加藤委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、初めにおわびを申し上げたいと思います。実は、報告第27号でございますが、別紙が添付されておりませんでした。本日、席上に別紙をついたものを置かせていただいてございますので、お取りかえいただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、後援・共催事業に関しまして、ご報告を申し上げます。報告第27号をごらんいただけますでしょうか。今回は、名義使用承認報告が12件、事業実績報告が10件でございます。初めに、名義使用承認報告でございます。

1件目、子どもかがやき文化芸術事業でございます。主催は、公益財団法人北区文化振興財団でございまして、日時、場所等は別紙の1にお示しのとおりでございます。ご高覧いただければと思います。

恐れ入ります、2件目に参ります。大きなオーケストラの小さな音楽会でございまして、こちらも主催は北区文化振興財団でございます。6月29日に、稲田小学校で実施をされます。

それでは、おめくりをいただきまして、3件目でございます。北区文化祭でございます。こちらも主催は、北区文化振興財団でございまして、10月26日から11月30日の間に、別紙2にお示しの場所で行われます。別紙はご高覧いただければと思います。

続きまして4件目でございます。区民絵画展でございまして、こちらも主催は、北区文化振興財団でございます。実施日時／展示期間、実施会場／展示場所はお示しのとおりでございます。

続きまして5件目でございます。北とぴあ演劇祭で、こちらも主催は、北区文化振

興財団でございます。9月12日から10月13日の間に、北とぴあ つつじホール・ペガサスホールで行われます。

6件目が、青少年団体指導者講習会でございます。北区青少年委員会の主催で、Ⅰ期が6月11日～7月9日、Ⅱ期が平成27年1月～2月に、北とぴあ他で実施をされます。

7件目でございます。東京都立産業技術高等専門学校オープンカレッジでございます。公立大学法人首都大学東京 東京都立産業技術高等専門学校の主催で、6月15日～12月31日の間、東京都立産業技術高等専門学校荒川キャンパスで実施をされます。

8件目でございます。2014ときがわこども川賊キャンプで、特定非営利活動法人エコ・コミュニケーションセンターの主催で、7月28日～8月1日と、8月11日～14日の2回、埼玉県ときがわ町大野 旧大柵第一小学校で実施されます。

それでは、おめくりをいただきまして、9件目でございます。第28回 現代日墨展でございます。現代日墨画協会の主催で、6月17日～22日の間、北とぴあ展示ホールで実施されます。

10件目は、星美学園短期大学日伊総合研究所公開講演会「中世イタリアの大学と教養」でございます。7月19日に、星美学園短期大学 大講義室で実施されます。

11件目は、独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」平成26年度前期 自然と遊ぼう！ネイチャーゲームでございます。王子シェアリングネイチャーの会主催で、7月26日～9月21日の間に、中央公園他で行われます。

12件目は、夏！体験ボランティア2014でございます。北区NPOボランティアぷらざ 指定管理者 特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構の主催で、4月1日～8月31日の間、福祉施設・保育園・児童館の他、区内各施設で実施されます。

続きまして、事業実績報告でございますが、お示しの10件でございます。こちらをご高覧いただければと思います。

以上でございます。

加藤委員長

本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

嶋谷委員

委員長

加藤委員長

嶋谷委員

嶋谷委員

12番の夏！体験ボランティア2014の件でお伺いしたいのですが、内容についてなのですか、各施設等でもう始まっているのですか、どのようなことを具体的にされているのか、もしわかれば教えてください。あともう1点なのですが、別紙3の報告書の中で、北区青少年委員会の団体指導者講習会で、受講者、例えば事業実施報告書第Ⅰ期、受講者51名、修了者31名と書いてあるのですが、この修了者というのは、全てのプログラムを受けた方のことなのではないでしょうか。すみま

せん、教えていただきたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

加藤委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

まず、1点目の夏！体験ボランティア2014でございます。こちらにつきまして、単発で活動期間を設けて行っております。それぞれの活動につきましては、地域のボランティア団体あるいはNPO団体との活動ということで、その施設とか活動ごとに加わるような形になります。詳細については今お答えできないので、また後ほど回答いたします。

もう1点、指導者講習会の修了でございます。こちらにつきましては、一定の率を超えた者が修了者という扱いにさせていただいていると思ひます。こちらについても、率は把握しておりません。申しわけございません。

嶋谷委員

ありがとうございました。

加藤委員長

ほかに、ご質疑、またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。